

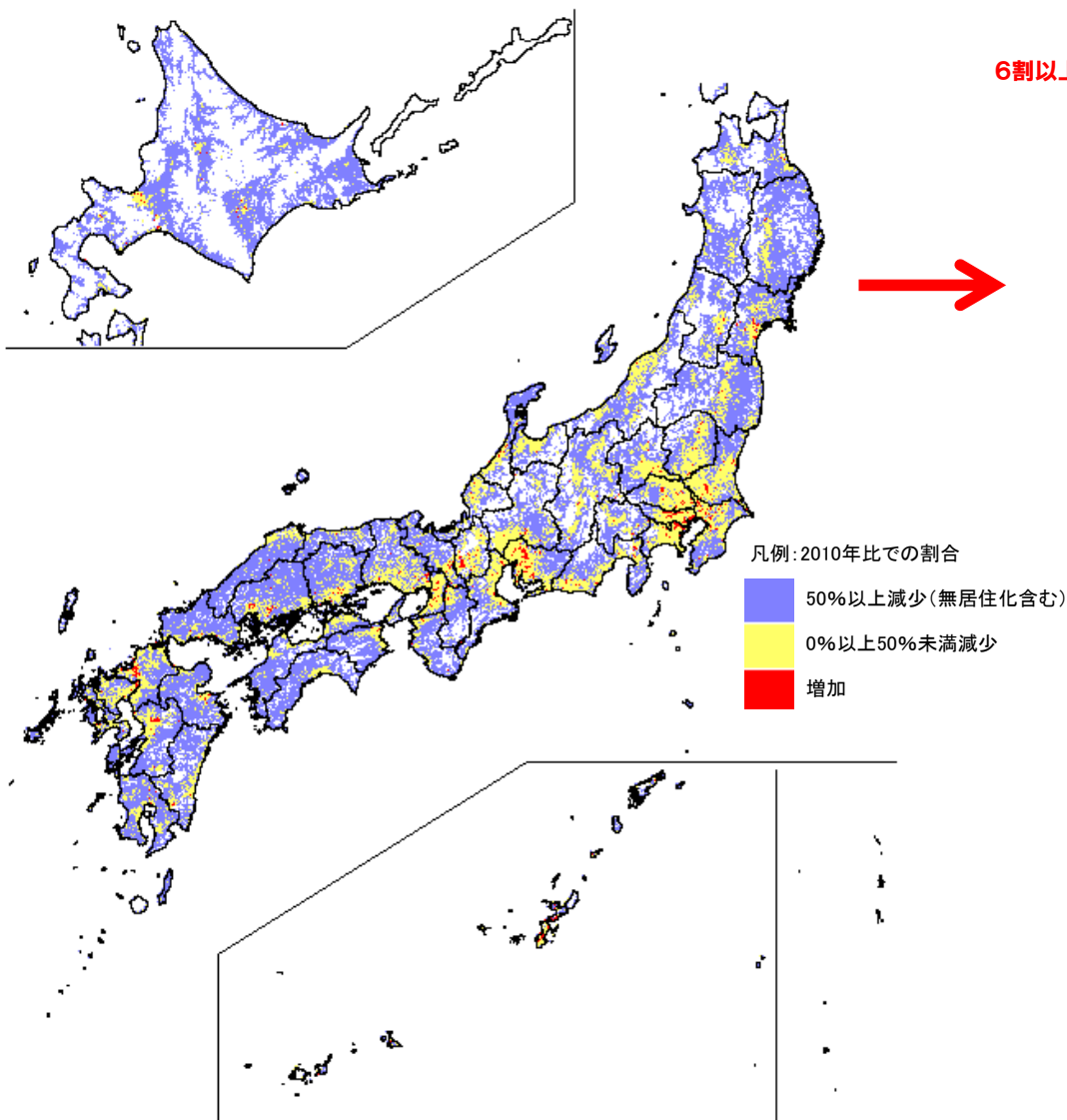
地域建設業の安定的な担い手確保 に資する入札契約方式

2050年の人口増減状況

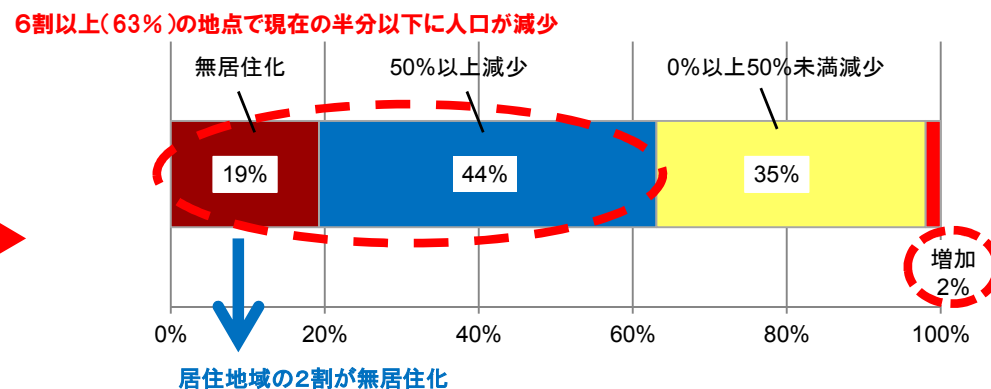
「国土のグランドデザイン2050」(平成26年7月)の参考資料より抜粋

- 全国を《1km²毎の地点》で見ると、**人口が半分以下になる地点が現在の居住地域の6割以上**を占める(※現在の居住地域は国土の約5割)。
- 人口が増加する地点の割合は約2%**であり、主に大都市圏に分布している。
- 《市区町村の人口規模別》にみると、**人口規模が小さくなるにつれて人口減少率が高くなる傾向**が見られる。特に、現在人口1万人未満の市区町村ではおよそ半分に減少する。

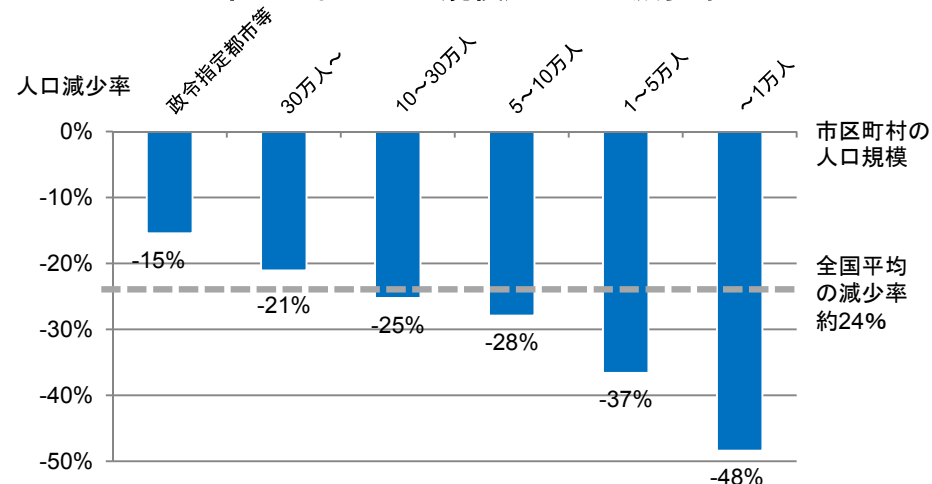
【2010年を100とした場合の2050年の人口増減状況】



人口増減割合別の地点数



市区町村の人口規模別の人口減少率



(出典) 総務省「国勢調査報告」、国土交通省国土政策局推計値により作成。

建設企業の許可業者数の少ない市町村の例

許可業者数	市町村名	人口	普通建設事業費	高齢化率
1	丹波山村 (山梨)	594人	4.1億円	47.7%
	売木村 (長野)	597人	1.4億円	45.1%
	知夫村 (島根)	592人	8.6億円	48.1%
	小値賀町 (長崎)	2,662人	5.9億円	45.0%
	北大東村 (沖縄)	590人	12.8億円	18.5%
2	神恵内村 (北海道)	923人	3.4億円	39.5%
	音威子府村 (北海道)	784人	3.5億円	28.4%
	檜枝岐村 (福島)	588人	4.5億円	33.5%
	上野村 (群馬)	1,302人	14.6億円	42.6%
	根羽村 (長野)	1,004人	15.0億円	47.2%
	新庄村 (岡山)	961人	3.1億円	40.5%
	座間味村 (沖縄)	910人	7.8億円	23.3%
3	占冠村 (北海道)	1,242人	7.7億円	23.3%
	磐梯町 (福島)	3,627人	11.8億円	31.5%
	平谷村 (長野)	473人	7.4億円	38.7%
	北川村 (高知)	1,397人	5.1億円	40.9%
	渡嘉敷村 (沖縄)	693人	6.7億円	23.1%

許可業者数	市町村名	人口	普通建設事業費	高齢化率
3	粟国村 (沖縄)	734人	6.4億円	35.1%
4	島牧村 (北海道)	1,573人	3.6億円	41.4%
	中富良野町 (北海道)	5,131人	4.5億円	32.2%
	七ヶ宿町 (宮城)	1,523人	4.3億円	45.3%
	昭和村 (福島)	1,347人	6.5億円	54.7%
	南牧村 (群馬)	2,106人	3.2億円	58.3%
	北相木村 (長野)	798人	5.0億円	39.8%
	王滝村 (長野)	841人	3.3億円	37.7%
大川村 (高知)	420人	4.7億円	44.5%	
5	南大東村 (沖縄)	1,282人	18.1億円	21.9%
	留寿都村 (北海道)	1,955人	11.5億円	25.6%
	赤井川村 (北海道)	1,150人	8.5億円	31.3%
	北竜町 (北海道)	1,995人	6.9億円	41.4%
	大潟村 (秋田)	3,238人	21.8億円	29.9%
	葛尾村 (福島)	1,480人	11.6億円	34.3%
	水上村 (熊本)	2,323人	6.4億円	37.5%
五木村 (熊本)	1,189人	17.1億円	44.3%	

(参考) 市町村平均 (政令市含む) については、人口 : 72,620人、普通建設事業費 : 45.1億円。また、国内の高齢化率 (65歳以上) については、25.6%

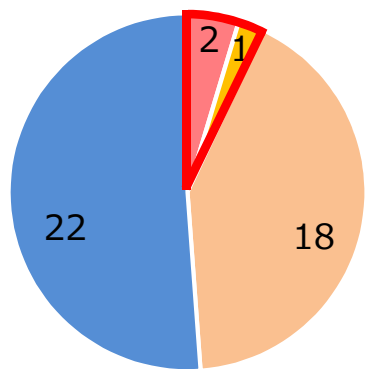
出所 : 総務省「住民基本台帳年齢階級別人口」(平成27年)、「地方財政統計年報」(平成26年)より作成、(一財)建設業情報管理センター提供資料 (平成27年度)を基に作成

現在及び将来の維持管理の担い手の過不足状況に関する認識

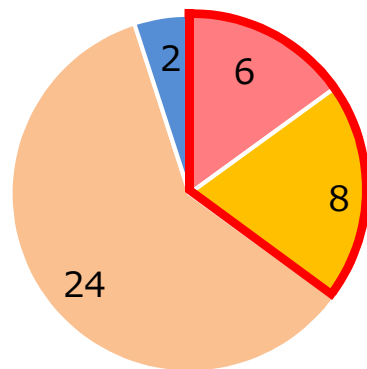
■ 全域で不足 ■ 大部分で不足 ■ 一部で不足 ■ 不足は見られない

都道府県

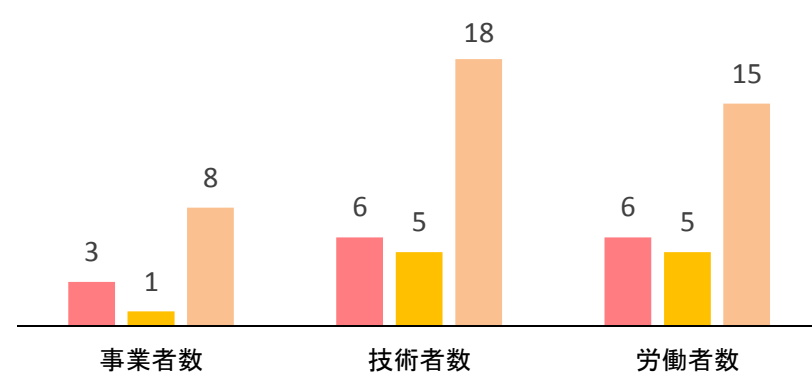
<現在における過不足状況>



<10年後における過不足状況>

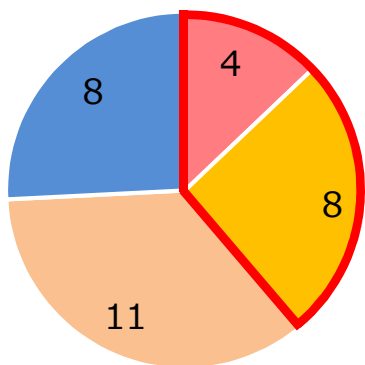


<10年後、特に懸念されるもの(複数回答)>

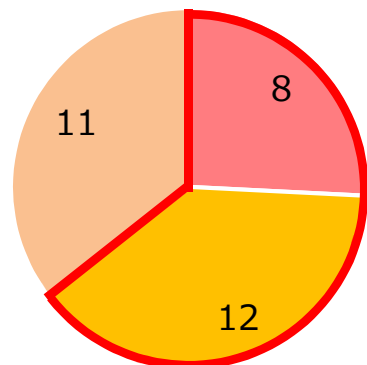


建設業団体

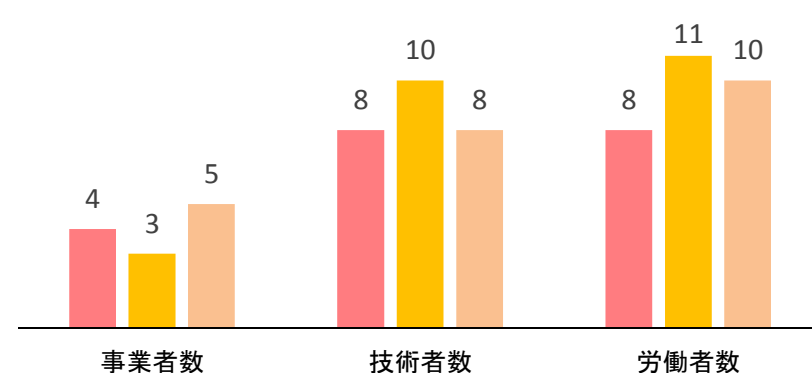
<現在における過不足状況>



<10年後における過不足状況>

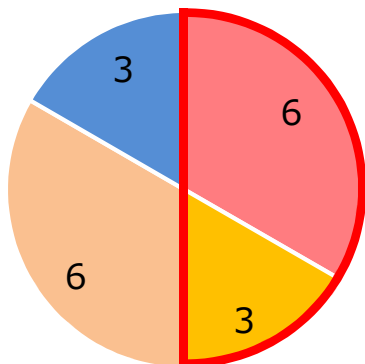


<10年後、特に懸念されるもの(複数回答)>

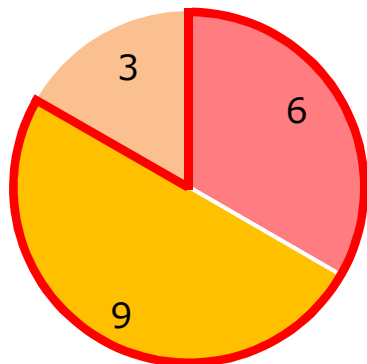


建設企業

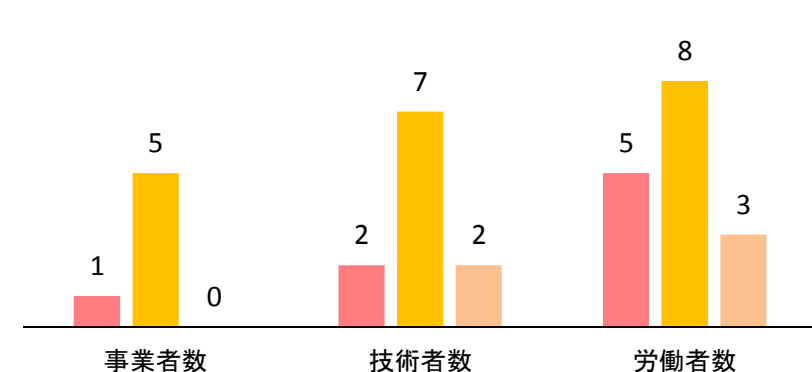
<現在における過不足状況>



<10年後における過不足状況>

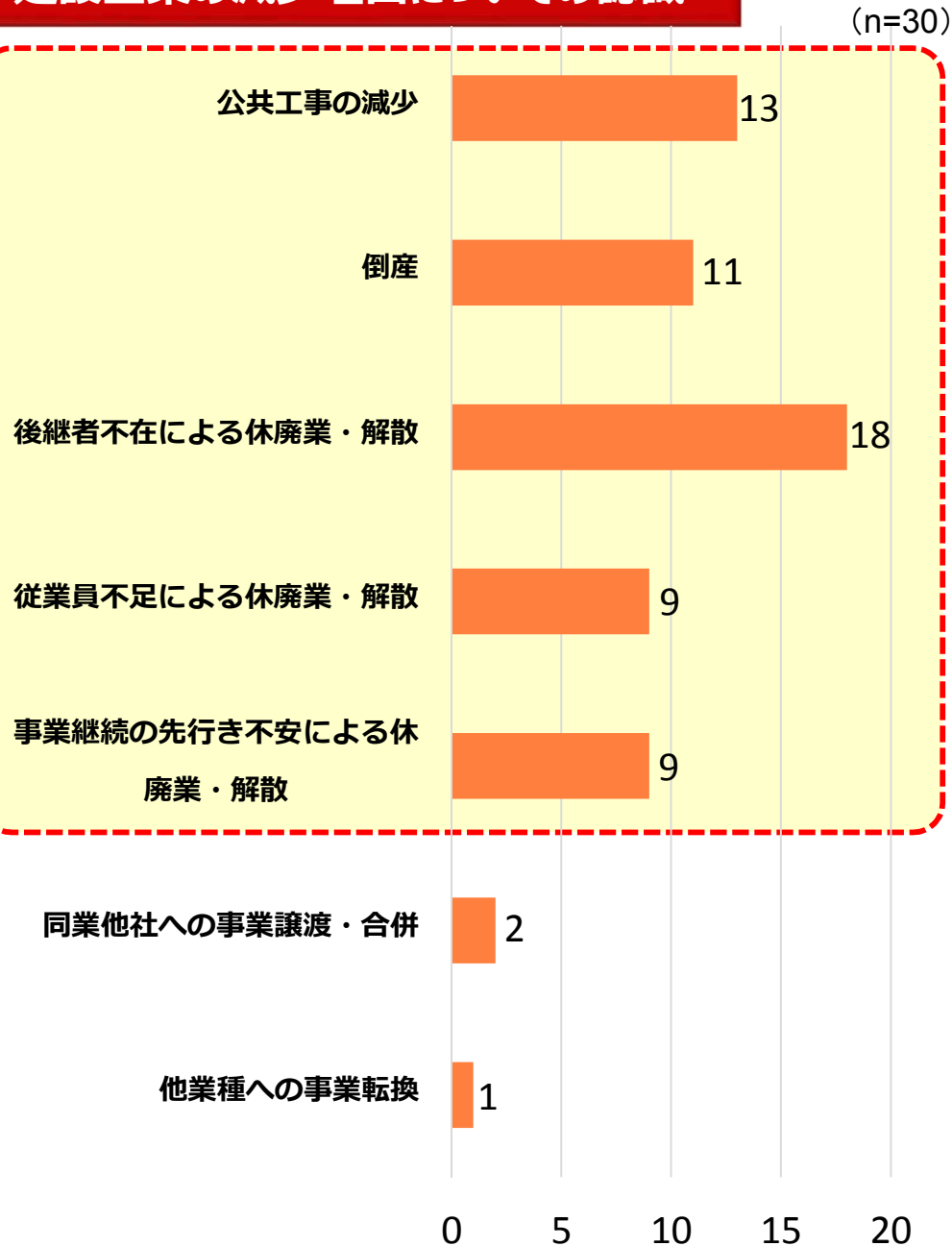


<10年後、特に懸念されるもの(複数回答)>



※ グラフ内の数字は団体数(回答を得られた団体のみ集計)

建設企業の減少理由についての認識

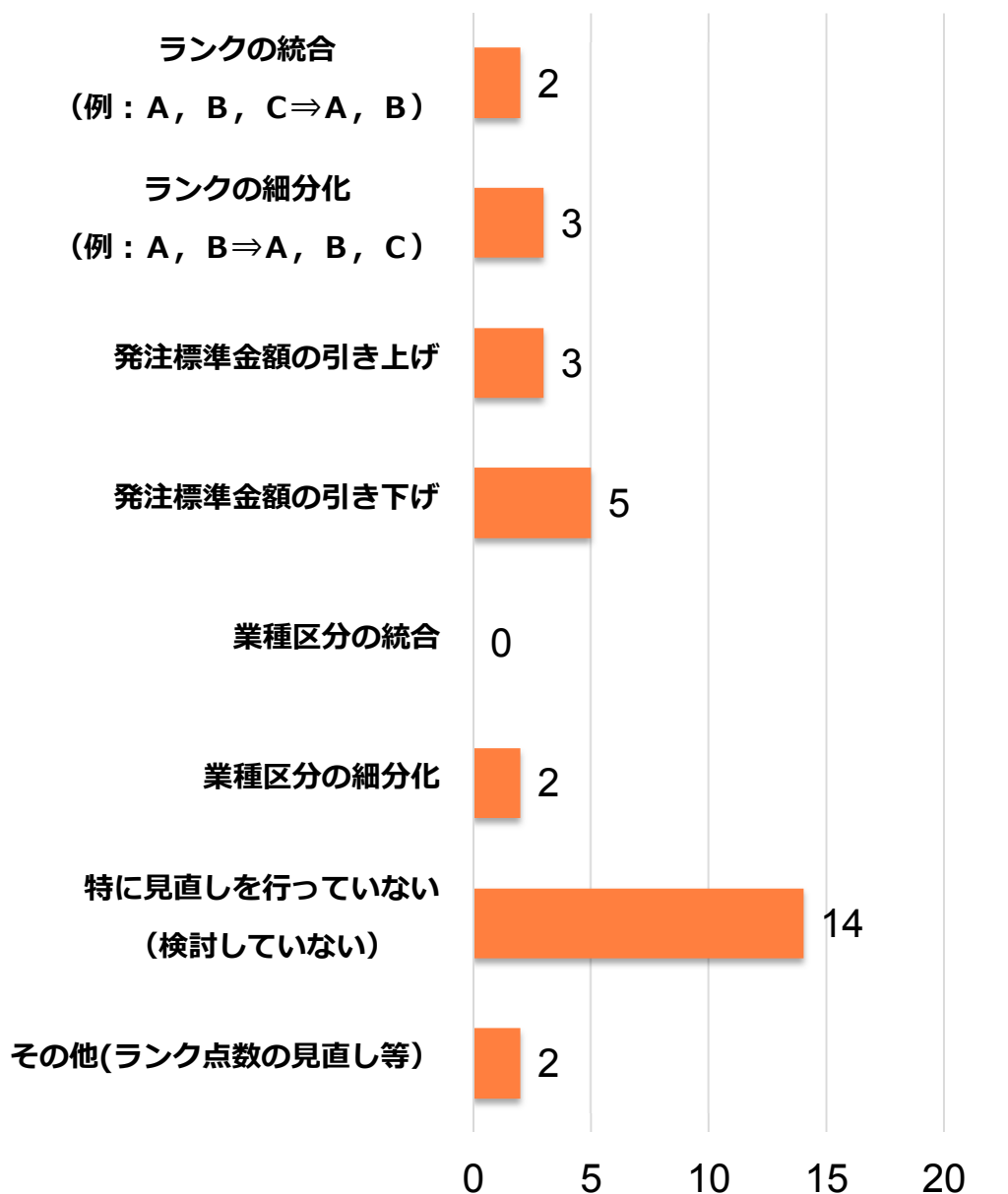


建設企業の受注体制についての懸念等

- これまでの**公共投資の減少**により除雪業者が減少しており、**競争参加資格者の確保に苦慮**
- 特に**土木工事**について、**C等級の企業が著しく減少**しており、地域インフラの今後の維持管理に支障をきたすおそれ
- 中山間地域など、建設機械の搬入が困難な現場は不調になりやすく、**随意契約で何とか受注者を確保しているのが現状**
- **すでに2企業しか応札がない状況**であり、これ以上減少すると、地域インフラの維持管理ができなくなるおそれ
- **橋梁の補修工事は地域企業の応札がなく、すでに不調続き**であり、今後の維持管理に大きな懸念
- **繁忙期に緊急工事が発生した場合、受注できる企業がない**ことがあり、今後、インフラの維持管理に支障が生じる懸念
- インフラの日常的な維持管理には対応できているが、台風等の**自然災害が頻発した場合には受注企業が確保できない**
- **後継者がおらず今後数年の間に休廃業する予定の企業**もあり、インフラの維持管理が困難になる地域が発生するおそれ
- 町内の建設企業の中には**技術職員の退職等**により、**受注機会を自ら減らさなければならない企業**が存在
- **除雪機械のオペレーター不足**（退職等）により除雪業務から**撤退する企業が増加**しており、担い手の確保に苦慮
- **市内の建設企業については新規入職者が減少**しており、事業継続に不安を抱える企業が年々増加している状況 4

土木工事の格付け等級や発注標準金額等の見直し

(n=24)



発注ランクを統合・一本化することについての懸念等

<小規模事業者への影響>

- ランクを統合すると、工事の落札と受注が規模の大きな業者に集中する可能性が高いと考えられる
- 発注する工事の規模に応じた業者選定を行わないと、規模の大きな事業所が受注を拡大することとなり、小規模事業所の倒産等が懸念される

<保護と競争のバランス>

- 建設業の担い手が不足しているとともに、本団体には零細企業も多いことから、地元零細企業の保護と競争のバランスを考えながら発注すべき
- 競争性を高めることは重要だが、当市では登録業者数が減少傾向にあるため、業者確保の観点との兼ね合いが問題
- 本団体の土木業者については個人事業主や中小事業者の占める割合が非常に高いことから、業者保護の観点も踏まえ総合的に判断する必要がある
- 建設業者が減少し、競争性が確保できない状況となった場合に、統合を検討することになると考えられる

<品質確保等>

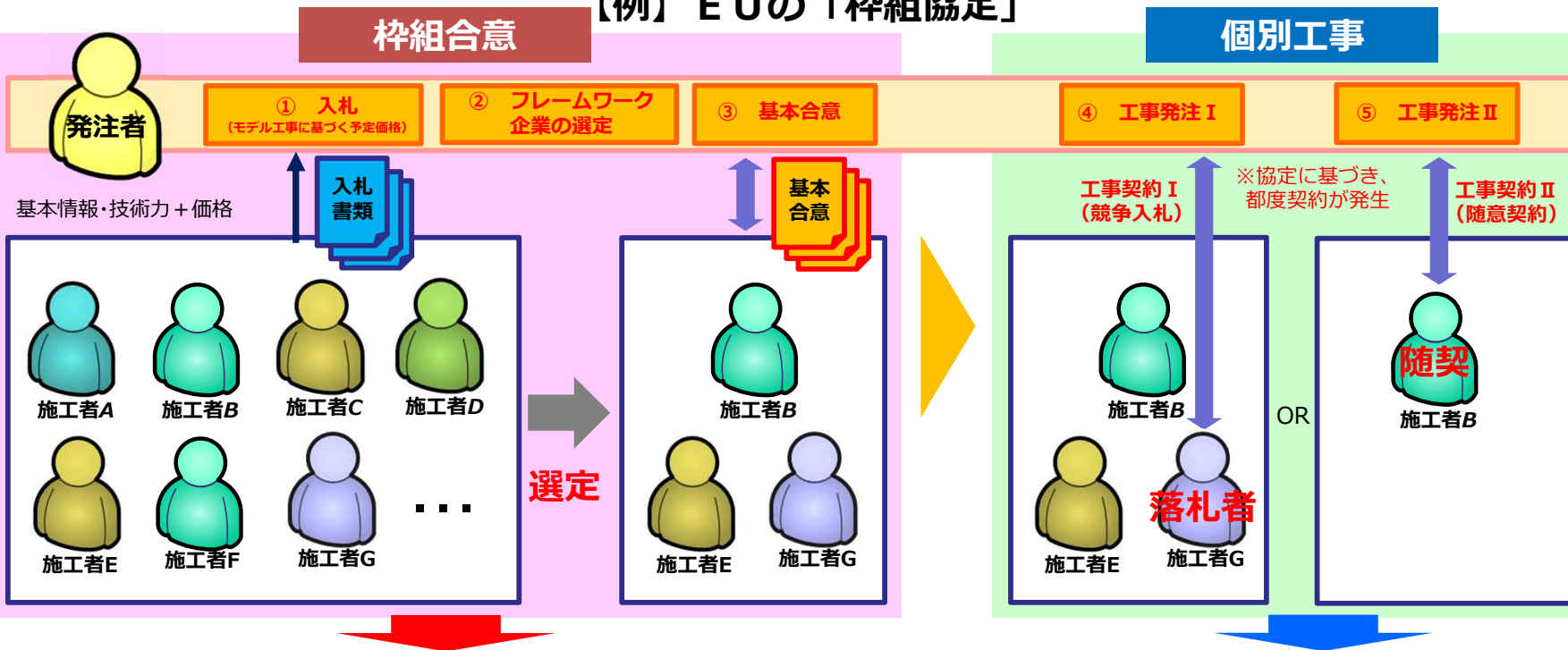
- ランク分けの廃止は、発注者が期待する成果水準に充分に対応することができるものになるのかという懸念を抱く
- 競争性が高まる一方、低ランクの業者の受注が増えた場合、品質確保や信頼性の面で支障をきたすおそれ

5

- 災害対応や地域インフラの維持管理をめぐっては、地方圏の中山間地域など、現時点においても通常工事等を担う建設企業を十分に確保することが困難な地域が存在しており、将来の人口減少を考慮すると、このような地域は今後も更に増加することが見込まれる状況。
- こうした状況を踏まえ、海外の先進的な制度的枠組みを参考に、災害対応や地域インフラの維持管理を担う地域建設業の安定的に資する新たな入札契約方式について検討してはどうか。

【例】EUの「枠組協定」

※（一社）国際建設技術協会「海外における包括的調達手法に関する調査業務報告書」（平成26年）を基に作成



■導入効果

- 受発注事務の負担軽減
- 受発注者間の良好なパートナーシップの形成
- 複数年にわたり受注者が計画を立てやすく、企業経営の安定化に寄与

■課題

- 協定から除外された企業が、競争に参加できない
- 協定内での競争入札に勝てない企業が、競争モチベーションを失う可能性

発注者があらかじめ簡易な競争入札により複数企業を選定し、当該複数企業の中から工事等の相手方を選定

中山間地域など、平時においても維持管理等の担い手を十分に確保することが困難な地域については、入札を経ずに複数年の柔軟な契約等を導入する仕組みは考えられないか。

- ・ 地方自治法の原則との整合性（原則：競争入札）をどのように図るか。
- ・ 担い手の確保が困難な地域の判断基準をどのように設定するか。

○地方自治法（昭和22年法律第67号）（抄）

（契約の締結）

第234条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

3～6 （略）



○地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）（抄）

（随意契約）

第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。【少額随契】

二～四 （略）

五 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。【緊急随契】

六 競争入札に付することが不利と認められるとき。

七 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

八 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。【不落随契】

九 落札者が契約を締結しないとき。

※本法施行令における随意契約に関する規定は、地方公共団体が定める規則の基準を定めるものであり、随意契約によることができる場合のより具体的な基準は、本法施行令の基準の範囲内での各地方公共団体の自主的な判断に委ねられていることとされる（「逐条地方自治法」より）